

1. 件名：三菱原子燃料（株）の令和元年度施設定期検査についての面談
2. 日時：令和元年11月13日 13時30分～14時10分
3. 場所：原子力規制庁2階中コア会議室
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

大東首席原子力専門検査官、早川上席原子力専門検査官、

清水検査技術専門職

三菱原子燃料（株）

安全・品質保証部 安全法務課 主査

5. 要旨

○ 三菱原子燃料（株）（以下「事業者」という。）と以下の内容について面談を実施した。

（1）事業者から、第1種管理区域の負圧警報設定値について、資料を基に説明があった。

①第1種管理区域は、大気圧に対して室内を負圧とする管理をしており、負圧警報設定値については、ウランの飛散するおそれのある部屋を23Pa、その他の部屋を8Paと設定していた。

②現在、新規性基準対応工事のため操業を停止しており、第1種管理区域のウラン粉末は、
・全て容器に収納されていること
・核査察対応等で粉末のサンプリングが必要な場合には、容器のふたの取り付け状態を確認すること
等により、飛散するおそれがない。

③以上のことから、今年度の施設定期検査は、第1種管理区域の部屋の負圧警報設定値を全て8Paに設定して受検する。

（2）原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

・今年度の施設定期検査において、ウランの飛散するおそれがないとのことより、第1種管理区域の負圧警報設定値を8Paで管理されることは承知した。また、施設定期検査実施要領書の見直しを実施する。

6. その他

資料：施設定期検査に係る負圧警報設定値の変更について

以上